

瀬戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 9 号

瀬戸市地域交流センター条例の一部を改正する条例

瀬戸市地域交流センター条例（平成 22 年瀬戸市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前															
<p>（名称及び<u>位置</u>）</p> <p>第 3 条 地域交流センターの名称及び<u>位置</u>は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th><u>位置</u></th></tr></thead><tbody><tr><td>&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr><tr><td>瀬戸市品野台地域交流センター</td><td>瀬戸市上品野町 1 2 1 1 番地</td></tr><tr><td><u>瀬戸市道泉地域交流センター</u></td><td><u>瀬戸市道泉町 5 3 番地の 5</u></td></tr></tbody></table>		名称	<u>位置</u>	<省略>	<省略>	瀬戸市品野台地域交流センター	瀬戸市上品野町 1 2 1 1 番地	<u>瀬戸市道泉地域交流センター</u>	<u>瀬戸市道泉町 5 3 番地の 5</u>	<p>（名称及び<u>所在</u>）</p> <p>第 3 条 地域交流センターの名称及び<u>所在</u>は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th><u>所在</u></th></tr></thead><tbody><tr><td>&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr><tr><td>瀬戸市品野台地域交流センター</td><td>瀬戸市上品野町 1 2 1 1 番地</td></tr></tbody></table>		名称	<u>所在</u>	<省略>	<省略>	瀬戸市品野台地域交流センター	瀬戸市上品野町 1 2 1 1 番地
名称	<u>位置</u>																
<省略>	<省略>																
瀬戸市品野台地域交流センター	瀬戸市上品野町 1 2 1 1 番地																
<u>瀬戸市道泉地域交流センター</u>	<u>瀬戸市道泉町 5 3 番地の 5</u>																
名称	<u>所在</u>																
<省略>	<省略>																
瀬戸市品野台地域交流センター	瀬戸市上品野町 1 2 1 1 番地																

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 37 年瀬戸市条例第

4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表道泉公民館の項を削る。